

# 《 事務所ニュース 2015年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## ABCマート 違法残業の疑いで 書類送検 (東京労働局)

平成27年7月2日、東京労働局は、靴の販売チェーン ABCマートが、従業員に違法な長時間労働をさせていたとして、労働基準法違反の疑いで同社ならびに労務担当役員と2店舗の各責任者を書類送検しました。

＜事案の主な概要＞

- ・36協定で定めた限度時間（上限79時間）を超え、100時間程度の時間外労働に従事していたこと
- ・法定労働時間（週40時間）を超える時間外労働を特定の4週間に100時間程度従事していたこと
- ・再三にわたる指導にも改善がみられないこと  
従業員に過酷な労働を強いる「ブラック企業」対策のため、同社を書類送検した過重労働撲滅特別対策班（通称：かとおく）は、本年4月1日に、東京・大阪労働局内に設置された組織で、過重労働に関わる大規模事案や困難事案等を中心に対応を行っています。

今回、100時間を超える時間外労働はじめ、過去にも労働局から指導を受けていたにも関わらず、改善が見られなかった点が問題視されていますが、過重労働による過労死リスク等も当然、生じます。したがって、業務の流れの見直しや労働時間管理の徹底、働く仕組みの見直しを再検討する必要があるといえます。

## 地域最低賃金の改定について

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、平成27年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を答申しました。地方最低賃金審議会では、7月30日に中央最低賃金審議会から示された「平成2

7年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として調査・審議が行われました。

答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により10月1日から10月中旬までに順次発効される予定です。

＜ポイント＞

- ・改定額の全国加重平均額は798円（昨年度780円、18円の引上げ）。
- ・全国加重平均額18円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ（昨年度は16円）。
- ・最高額（東京都907円）と最低額（鳥取県等4県693円）の比率は、76.4%（昨年度は76.2%。なお、この比率が改善したのは平成15年度以来）。
- ・最低賃金改定予定額

平成27年10月1日発効予定 (単位:円)

都道府県	27年度 予定額	26年 度額	引き上げ額
埼玉	820	802	18
千葉	817	798	19
東京	907	888	19

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
労使間トラブルの相談 (急増中)  
就業規則等の人事制度構築  
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行  
個別年金相談(老齢・障害・遺族)  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)